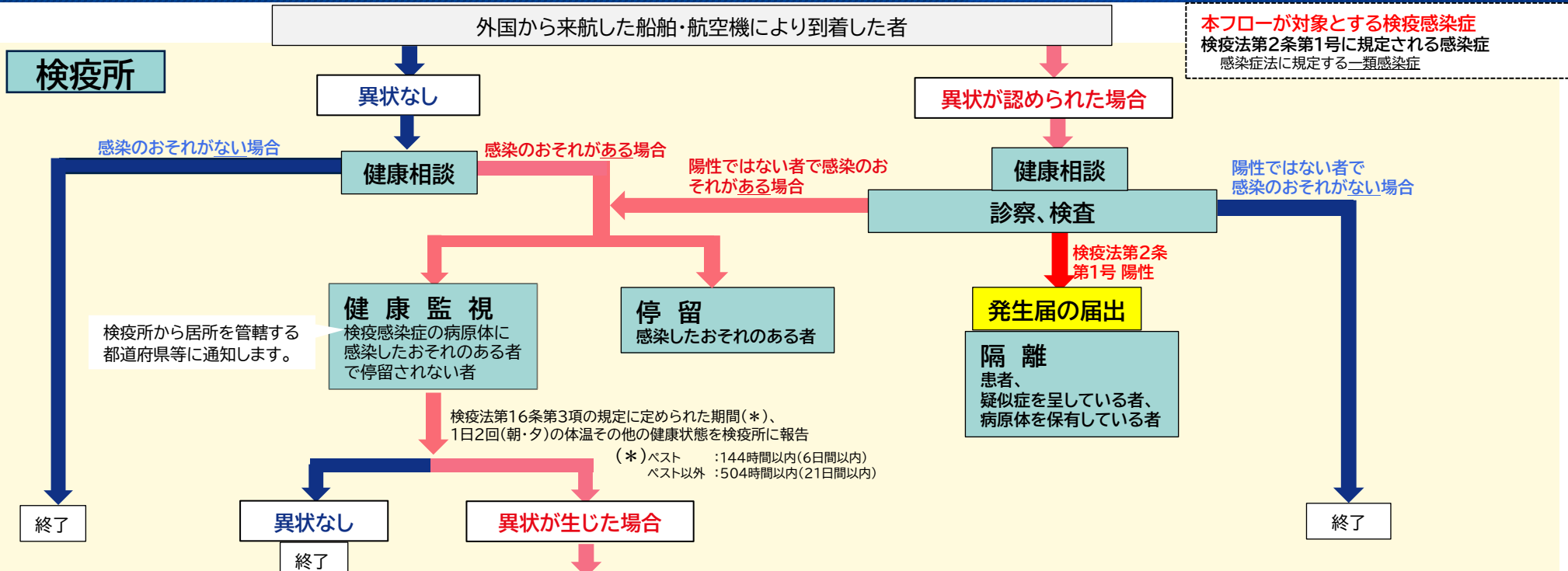


検疫所が把握した入国者に対する検疫対応と都道府県等との連携

本フローが対象とする検疫感染症
検疫法第2条第1号に規定される感染症
感染症法に規定する一類感染症



都道府県等

政府においては、関係省庁対策会議を開催する必要があり、会議開催に向けた準備を行うため、速やかな初動対応のためにも、都道府県等におかれても疑似症患者と判断した時点で一報をお願いするものです。

都道府県等への通知 (検疫法第18条第3項)

- * 感染症法第15条の2に基づき都道府県等が対応を引継ぐ
- * 医師が疑似症と診断

感染症法に基づく移送・入院措置 (一類感染症の場合)

特定・第一種感染症指定医療機関からJIHSに検体を搬送

JIHSにおける検査

陰性 / 陽性

【(重要) 都道府県等へのお願い】

「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き」及び関連通知等に基づいた対応をお願いします。

- ・疑似症患者と判断した時点で、直ちに厚労省感染症対策課に一報してください。
- ・検査の実施については、厚労省感染症対策課に相談ください。
- ・検査はJIHSで行います。都道府県等によりJIHSに直接検体搬送いただくことから、事前に搬入方法についてご検討いただき、検体の採取・搬送は、通知・マニュアルに基づいた対応をお願いします。
- ・検体がJIHSに搬送されたら、厚生労働省から事案を公表します。国民への混乱を防ぐため、それまで情報保秘にご留意ください。